週休2日制工事実施要領の改正について(令和3年4月~)

愛知県建設局土木部建設企画課

1. 週休2日制導入の背景について

- ▶建設業界では、建設現場における担い手の中長期的な育成・確保に向けた「働き方改革」への取り組みが最重要課題となっている。
- ▶また、改正労働基準法の施行により令和6年度には、建設業にも罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されることとなっており、労働時間の是正は喫緊の課題である。
- ▶このような状況の中、愛知県建設局、都市整備局では平成28年度から原則土日を休日とする「完全週休2日制工事(発注者指定型・受注者希望型)」に取り組んでいる。

- ▶ 「完全週休2日制」について、建設業団体よりハードルが高いとの意見がある ことや、他自治体と比較しても厳しい条件となっており、完全週休2日の受注 者希望型の取組が進まない原因となっている。
 - ⇒ (対策①) 休工日を土日に限らない「週休2日制(4週8休)」を新たに導入
- ▶ 完全週休2日制の発注者指定型では、契約後に土日に作業をせざるを得ないような「新たな条件」が発覚し、完全週休2日が履行不能になるようなケースも考えられ、監督員が発注者指定を躊躇する要因となっている。
 - ⇒ (対策②) 契約後に「完全週休2日制」と「週休2日制(4週8休)」の いずれかを受注者が選択
- ▶ 完全週休2日制の発注者指定型では、指定要件として、「設計金額5千万円以上の工事」であることや、「新設工事」に限ることを条件としており、指定件数が伸びない要因になっている。なお建設業団体からは、発注者指定型を増やして欲しいとの要望がある。
 - ⇒ (対策③) 発注者指定型の条件緩和

対策① 休工日を土日に限らない「週休2日制(4週8休)」を新たに導入(要領第3条)

~令和2年度

令和3年度~

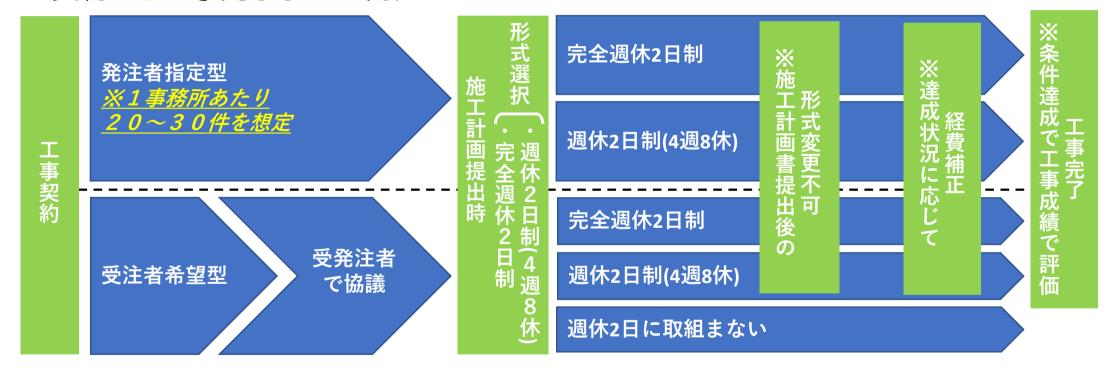
※赤字:変更及び新設箇所

形	式概要	完全週休2日制					
工事成績評定	休工 対象日	 土曜日、日曜日及び祝日 地元条件により、土日に作業を行い、 同一週で振替休工を取得した場合は休工と認める。 天候(降雨・積雪等)により土日に作業を行い、振替休工を取得した場合は休工と認めない。 					
	加点 条件	● 対象期間の全週間数に対する土日を休工 とした週間数の割合が90%以上					
総	合評価	工事成績評定の加点条件達成で1点 ※工事成績評定で評価したものは全て対象					
経	費補正	● 発注者指定型⇒4週8休以上で経費補正● 受注者希望型⇒4週6休以上、4週7休以上、4週8休以上の3段階で経費補正					

次奶子· 友史及U利政固剂										
完全週休2日制	【新設】週休2日制 (4週8休)									
 土曜日、日曜日及び祝日 地元条件により、土日に作業を行い、 同一週で振替休工を取得した場合は 休工と認める。ただし、振替休工日 の1週間前までに監督員と協議する こと。 天候(降雨・積雪等)により土日に 作業を行い、振替休工を取得した場 合は休工と認めない。 	 土日祝日を問わず対象期間の2/7以上の日数 天候(降雨・積雪等)により休工した日は、休工と認める 									
● 対象期間の全週間数に対する土日を休工とした週間数の割合が90%以上	対象期間の全日数に対する休工日数の割合が 2/7を超えた場合									
R3:工事成績評定の加点条件達成で1点	R3:— R4:評価開始									
※最終契約金額が1千万円未満の	の工事は対象外									
● 発注者指定型、受注者希望型いずれも 4週6休以上、4週7休以上、4週8休 以上の3段階で経費補正	同左 4									

対策② 契約後に「完全週休2日制」と「週休2日制(4週8休)」 のいずれかを受注者が選択(要領第4条)

■契約から工事完了までの流れ



- ■発注者指定型とは(要領第2条(1)) 現場条件等によって工期延期が生じかねない不確定要素が少なく、週休2日の確保が可能な工事 ※対象工事は、工事名の末尾に「(週休2日)」が追記されます(要領第8条)。
- ■受注者希望型とは(要領第2条(2)) 発注者指定型以外の全ての工事。ただし、災害復旧工事等発注者が週休2日制工事に適さないと判断した工事は除く。

対策③ 発注者指定型の条件緩和(要領第2条)

~令和2年度

次に掲げる全てを満たす工事

- ▶ 現場条件等によって工期延期が生じかねない不確定要素や数量増減要素が少なく、完全週休2日の確保が可能な工事
- ⇒設計金額5千万円以上の工事⇒廃止
- > 新設工事(質的改良を含む)

⇒ 廃止

令和3年度~

現場条件等によって工期延期が生 じかねない不確定要素が少なく、週 休2日の確保が可能な工事を対象と する。

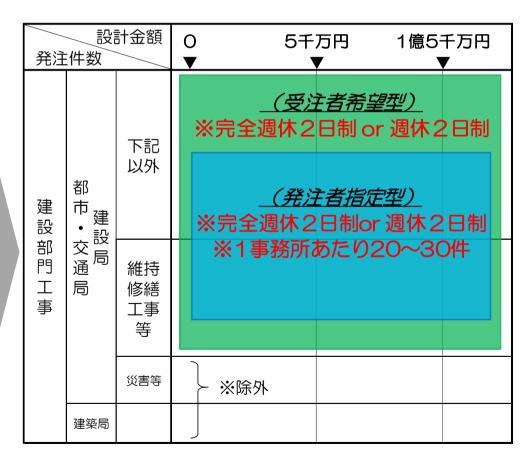
◆ 設計金額5千万円未満の工事や 修繕・補修工事等も対象になり ます。

対策③ 「形式選択制」と「発注者指定型の条件緩和」による適用区分の変更

(旧) 週休2日制適用区分及びR1取組実績

設計金額 5千万円 1億5千万円 発注件数 完全週休2日制 (発注者指定型) 下記以外 建 建設 設 取組率25/392 (1345)完全週休2日制 局 部門工 =6.4%(受注者希望型) 989 ※5千万円未満 計整備局 完全週休2日制 取組率 (件) 事 (受注者希望型) 38/1516 2 2 3 維持修繕 ※5千万円以上 =2.5%工事等 取組率 (644)38/448=8.5% 0 災害等 (78)※除外 建築局 (163)

(新) 週休2日制適用区分等改正 R3.4月~



※():R1実績件数

3. 「完全週休2日制」と「週休2日制(4週8休)」の比較①

形式 項目	完全週休2日制	<u>週休2日制(4週8休)</u>						
対象期間 (要領第3条)	契約締結日の翌日から工事完了日(完了局ただし、非対象期間は対象期間から除く。	届提出日)まで						
非対象期間 (要領第3条)								
現場閉所の定義 (要領第3条)	現場事務所での事務作業も含め、作業を実お、安全管理のための現場巡視や、現場見域貢献活動への参加等は現場内の完全閉所	見学会の実施、ボランティア活動等の地						

3. 「完全週休2日制」と「週休2日制(4週8休)」の比較②

項目	形式	完全週休2日制	<u>週休2日制(4週8休)</u>
	加点条件 (要領第5条)	対象期間の全週間数に対する土日を休工とした週間数の割合が90%以上	休工の曜日及び理由にかかわらず対象期間の全日数に対する休工日数の割合が 28.5%(2/7)以上の場合
工事成績評定	取組証 (要領第6条) ※総合評価の加点	加点条件を満たした工事について 「取組証(完全週休2日制)」を発行	加点条件を満たした工事について 「取組証(週休2日制)」を発行
評	のために発行	ただし、最終契約金額が1	千万円未満の工事は対象外
正(要領第5条)	休工対象日 (要領第3条)	 土曜日、日曜日及び祝日 地元条件により、土日に作業を行い、 同一週で振替休工を取得した場合は 休工と認める。ただし、振替休工日 の1週間前までに監督員と協議する こと。 天候(降雨・積雪等)により土日に 作業を行い、振替休工を取得した場 合は休工と認めない。 	 休工の曜日及び理由にかかわらず対象期間の28.5%(2/7)以上の日数 天候(降雨・積雪等)により休工した日は休工と認める

3. 「完全週休2日制」と「週休2日制(4週8休)」の比較③

形式 完全週休2日制 週休2日制(4週8休) 項目 休工状況に応じて、各経費(労務費・機械経費(賃料)・共通仮設費率・現場管 理費率及び市場単価(下表))を補正 週休2日の取得に要する費用の計上 (港湾・漁港工事以外)

週休2日の 費用計上

(要領第7条)

		補正係数			
名称	区分	4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上	
鉄筋工		1.01	1.03	1.05	
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04	
インターロッキングブロックエ	設置	1.00	1.01	1.02	
1ンターロッキングノロック上	撤去	1.01	1.03	1.05	
叶雄柳奶栗子 / 47 M 11 N	設置	1.00	1.01	1.01	
防護柵設置工(ガードレール)	撤去	1.01	1.03	1.05	
映歌師の第一 / は、 いじょう	設置	1.00	1.01	1.01	
防護柵設置工(ガードパイプ)	撤去	1.01	1.03	1.05	
AL-THIRD III - (1995 - 1991 - 1995	設置	1.01	1.03	1.04	
防護柵設置工(横断·転落防止柵)	撤去	1.01	1.03	1.05	
防護柵設置工(落石防護柵)		1.00	1.01	1.02	
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02	1.03	
WARTER THE CONTRACT CORP.	設置	1.00	1.01	1.01	
道路標識設置工	撤去·移設	1.01	1.03	1.04	
MARK I I SOULER SECTION	設置	1.00	1.01	1.02	
道路付属物設置工	撤去	1.01	1.03	1.05	

		補正係数			
名称	区分	4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上	
法面工		1.00	1.01	1.02	
吹付枠工		1.01	1.02	1.03	
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03	
**************************************	植樹	1.01	1.03	1.05	
道路植栽工	剪定	1.01	1.03	1.05	
公園植栽工		1.01	1.03	1.05	
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02	
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04	
橋面防水工		1.00	1.01	1.02	
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01	
グルービングエ		1.00	1.01	1.01	
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02	
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01	

3. 「完全週休2日制」と「週休2日制(4週8休)」の比較④

項目	形式	完全週休2日制	<u>週休2日制(4週8休)</u>
週休2日の	休工状況 適用区分	◆ 4週8休以上:休工は曜日及び理由にた 休工日数の割合が28.5%以上◆ 4週7休以上4週8休未満:休工日数の◆ 4週6休以上4週7休未満:休工日数の	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
週休2日の取得に要する費用の計上(港湾・漁港工事以外)(要領第7条)	経費補正方針	発注者指定型では、これまで4週8休以上でないと経費補正していなかったが、発注者指定型、受注者希望型いずれも現場閉所の達成状況(4週8休以上、4週7休以上4週8休未満、4週6休以上4週7休未満)が確認できた場合に経費補正する。	発注者指定型、受注者希望型いずれも現場閉所の達成状況(4週8休以上、4週7休以上4週8休未満、4週6休以上4週7休未満)が確認できた場合に経費補正する。
上条	その他	下水道用設計標準歩掛表を適用する下水道対象となります。	当機械・電気設備工事についても適用の

3. 「完全週休2日制」と「週休2日制(4週8休)」の比較⑤

形式 項目 完全週休2日制 週休2日制(4週8休) 港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乗じ算出 労務費補正後市場単価=標準市場単価(施工規模等補正後)×補正係数 (港湾・漁港工事) 港湾5職種が含まれる工種の補正は行わない(電気防食取付、汚濁防止膜(枠) 設置·撤去等、No.3O汚濁防止膜保守管理が追加) の取得に要する費用の計上 「港湾工事市場 単価」を適用 する工事の

		市場単価 補正係数
1	底面工	1.04
2	マットエ(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.01
3	支保工	1.05
4	足場工	1.03
5	鉄筋工	1.05
6	吊鉄筋工	1.05
7	型枠工	1.04
8	コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04
°	コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.05
9	止水板工	1.05
10	上蓋工	1.05
11	伸縮目地工	1.03
12	係船柱取付	1.05
13	防舷材取付	1.05
14	車止•縁金物取付	1.05
15	係船柱撤去	1.05

		市場単価 補正係数
16	防舷材撤去	1.05
17	車止撤去	1.05
18	電気防食取付	補正しない
19	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
20	防砂目地板取付工(水中施工)	補正しない
21	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	補正しない
22	港湾構造物塗装工(係船柱·車止·縁金物)	1.04
23	ペトロラタム被覆	補正しない
24	現場鋼材溶接•切断工(陸上施工•海上施工)	1.05
25	現場鋼材溶接•切断工(水中施工)	補正しない
26	かき落としエ	補正しない
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	補正しない
28	汚濁防止枠設置•撤去	補正しない
29	灯浮標設置·撤去	補正しない
30	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
30	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1,05

※追加項目

※「港湾・漁港工事」週休2日の費用計上の積算方法については、変更がないため省略

(要領第7条)

労務費補正方法

4. 「完全週休2日取得率」及び「休工割合」の算出方法

(□:工事実施日)									完全週休 2 日取得率(工事成績評定)	休工割合(経費の補正)			
日	月	火	水	木	金	土	週間数	土日休工週間数	備考		休工日数	備考	
		準備期間←	施工開始日	休日 ^{※1} 休工		休工	-	-	施工開始日が火〜土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間 から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前 日の日曜日とする。	-	_	施工開始日が火〜土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間 から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前 日の日曜日とする。	
休工			振替休工				1	1	地元条件による同一週の振替休工は認める。 振替休工日の1週間前までに監督員と協議。	7	2		
		振替休工				休工	1	1	地元条件による同一週の振替休工は認める。 振替休工日の1週間前までに監督員と協議。	7	2		
休工		休日 ^{※1} 休工		夏季	· 休暇(3日	間)	0.5	0.5	夏季休暇は非対象期間とし、これにより土曜日が欠けるため0.5週間としてカウントする。	4	2	夏季休暇は非対象期間とする。	
						休工	1	0	地元条件による振替休工であるが、振替が同一週でないことから カウントしない。	7	1		
休工		振替休工		休日 ^{※1} 休工		休工	1	1		7	4		
休工					雨天休工		1	0	雨天による振替休工は休工と認めない。	7	2	雨天による振替休工は休工と認める。	
休工							1	0	土曜日に工事を実施(振替休工なし)したためカウントしない。	7	1		
休工						休工	1	1		7	2		
				施工完了日	→後片付け	期間	-	-	施工完了日が日~木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間 から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌 日の土曜日とする。	_	-	施工完了日が日〜木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間 から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌 日の土曜日とする。	
			休日*休工				-	1	2日間×0.5週間=1.0週間 (1日当たり休工の週0.5週間分として加算する。)	_	_	上記の休工日数に含む。	
			計				7.5	5.5	完全週休 2 日取得率 = 73.3% ※2 (5.5週間/7.5週間) <90% ⇒評価対象外	53	16	休工割合=30.1%※2(16日/53日) >28.5% ⇒ 4 週8休として補正対象	

^{※1} 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

■施工開始日の取扱い

火~土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。

■施工完了日の取扱い

日~木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。

^{※2} 少数第2位切り捨て

5. 「週休2日取得率」及び「休工割合」の算出方法

(□:工事実施日)								週休2日取得率(工事成績評定)・休工割合(経費の補正)				
B	月	火	水	木	金	土	日数	休工日数	備考			
		準備期間←	施工開始日	休日 ^{※1} 休工		休工	-	-	施工開始日が火〜土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。			
休工			振替休工				7	2				
		振替休工				休工	7	2				
休工		休日 ^{※1} 休工		夏季	休暇(3日	間)	4	2	夏季休暇は非対象期間とする。			
						休工	7	1				
休工		振替休工		休日 ^{※1} 休工		休工	7	4				
休工					雨天休工		7	2	雨天による振替休工は休工と認める。			
休工							7	1				
休工						休工	7	2				
				施工完了日	→後片付け	期間	_	-	施工完了日が日~木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。			
			計				53	16	週休 2 日取得率 = 30.1%※2(16日/53日) > 28.5%(2/7) ⇒評価対象 休工割合 = 30.1%※2(16日/53日) > 28.5% ⇒ 4 週8休として補正対象			

^{※1} 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

■施工開始日の取扱い

火~土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。

■施工完了日の取扱い

日~木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。

^{※2} 少数第2位切り捨て

6. 改正の適用

形式		年度	R2年度	R3年度	R 4年度
	制	度	•	▼制度一部改正	
完全	工事	或績評定 	6.社会性等で <u>1項目</u> 加点		
完全週休2日制	 総合評価 (取組証が発行された工事)		地域精通度・地域貢献度で+1点		配点については R3年度中に決定 ※1
日制	週休2日の	発注者指定型	4週8休以上のみ	4週6休、4週 ※ただしR2年度中に契約	17休、4週8休 した工事は4週8休以上のみ
	費用計上	受注者希望型	4週6休、4週	7休、4週8休 -	
週	制	度		制度新設	
週 休 2 日	工事月	或績評定 或績評定		6.社会性等で <u>1項目</u> 加点	
制(合評価 終行された工事)			評価開始 ※配点については R3年度に中決定
4 週 8	週休2日の	発注者指定型		4週6休、4週7休、4週8休	
休	費用計上	受注者希望型		4週6休、4週7休、4週8休	

^{※1} R4年度以降の総合評価の配点については、達成難易度等を考慮し配点 (完全週休2日制>週休2日制(4週8休)) するが、具体的には令和3年度中に決定する。

6. 改正の適用

■契約時期と適用要領について

年度	R2年度	R3年度	R4年度	適用要領
例① 完全週休2日制工事 契約R2年度、完了R2年度		 制度一部改正 (取組証) 		
例② 完全週休2日制工事 契約R2年度、完了R3年度		•		• 令和2年4月1日版適用
例③ 完全週休2日制工事 契約R2年度、完了R4年度			•	• 令和3年4月1日版適用

7. 特記仕様書への記載

▶ これまでは、発注者指定型のみ対象工事であることを特記仕様書に明示していましたが、令和3年度4月からは、受注者希望型についても、下記のとおり特記仕様書に明示されます。

(1) 発注者指定型

「第〇条 本工事は、土木工事標準仕様書に記載する完全週休2日制・週休2日制工事の発注者指定型の対象工事とする。詳細については「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領(令和3年4月1日)」を参照すること。」

(2) <u>受注者希望型</u>

「第〇条 本工事は、土木工事標準仕様書に記載する完全週休2日制・週休2日制工事の受注者希望型の対象工事とする。詳細については「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領(令和3年4月1日)」を参照すること。」